

令和 5 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K03257

研究課題名(和文) 14世紀日本における紛争解決過程の変容に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical study on the transformation of the dispute resolution process in 14th century Japan

研究代表者

渡邊 正男 (WATANABE, Masao)

東京大学・史料編纂所・准教授

研究者番号：80230994

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：13世紀後半から14世紀の日本における社会秩序構造の変化、紛争解決過程変容の内実を実証的に明らかにすることを目的として、その変化を示す非局所的法(人々一般に採用されるべき法)の代表例と目される徳政令関係法令、特に14世紀後半の「応安半済令」に関する事例を網羅的に収集した上で、個別の紛争解決過程に則した分析、類似の事案でありながら同法の適用を求められなかったものを含めた個別事例相互間の比較検討を行った。また、関係史料の収集過程で見出した学界未紹介史料を翻刻・紹介した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「応安半済令」の適用された事例として新たなものを加えるとともに、不適切な事例を摘出し、同法に関する研究を精緻にすることができた。また、14世紀後半においても、非局所的法の有効性には地域差等が見られること、手続やその担い手等によっては、非局所的法が地域社会の日常的秩序の形成・維持から乖離する場合もあることなどを実証的に示した。さらに、最古の成立かつ未紹介の法令を収録した追加集(鎌倉幕府の法令集)を翻刻・紹介した。

研究成果の概要(英文)：With the aim of empirically clarifying the changes in the structure of social order and the transformation of the dispute resolution process in Japan from the late 13th to the 14th century, a comprehensive collection of cases related to the Tokusei Decree, which is regarded as a representative example of non-local law (law that should be adopted by the people in general) showing such changes, especially the 'Oan Hanzei Decree' of the late 14th century, was conducted. The study also included an analysis of individual dispute resolution processes and a comparative study of individual cases, including those that were similar but did not require the application of the law. In addition, the project reprinted and introduced historical documents that had not yet been introduced to the academic world, which were discovered in the process of collecting relevant historical documents.

研究分野：法制史

キーワード：紛争解決

## 1. 研究開始当初の背景

「紛争研究」に関連する論点として、日本歴史学および法制史学の分野では、13世紀後半から14世紀にかけて起こった社会秩序構造の変化が注目されてきた。その内容は、権力が法によって示す秩序と、地域社会に事実として存在する秩序とが、乖離した状態でそれぞれある程度有効に機能するという構造から、権力による法が非局所的・抗事実的な性格を獲得し、地域社会の秩序に対して現実的な影響を及ぼし、両者がある程度整合的な状態で機能するという構造への変化である(笠松宏至『徳政令 中世の法と慣習』岩波書店、1983年・新田一郎『日本中世の社会と法 国制史の変容』東京大学出版会、1995年・『新体系日本史 2 法社会史』山川出版社、2001年 新田一郎執筆部分等)。しかしながら、この構造変化は、いまだ理論的な見通しとして提示されている部分が多く、個別の事例によって実証的に検証されたとは言い難い。

研究代表者は、この研究動向を受け、個別の論点、個別の事例の実証的検討を進めることによって、提示されている見通しを批判的に検証するとともに、新たな論点を模索してきた。科学研究費「14世紀日本の社会秩序形成・維持過程における在野の法知識・法技能に関する研究」(基盤研究(C)(一般) 2009-2012年度)では、民間にありながら高度な法知識・法技能を有し、裁判において法を利用する者達に注目し、13世紀後半以降、公家・武家いずれの裁判においても、彼等の広汎な活動が見られるようになることを明らかにした。

しかしながら、裁判における、彼等、いわば「法の専門家」による非局所的法への言及、権力による非局所的法に基づく裁定が、ただちに地域社会における紛争解決、非局所的法に基づいた日常的秩序形成・維持構造の成立を意味する訳ではなく、ともに徳政令としての性格を持つ法でありながら、13世紀末の「永仁徳政令」が広汎な層による土地の取り戻しをめぐる紛争を惹起したのに対し、14世紀後半の「応安半済令」に関わる訴訟事例の多くが東寺沙汰雑掌による土地取り戻しの訴えであったことなどから考えれば、社会秩序構造の変化の結果、非局所的法・裁判が、かえって地域社会から乖離してしまった可能性も否定できない。

そこで、14世紀の社会秩序構造変化の内実、非局所的法およびそれに基づいて行われる「法の専門家」による裁判が、紛争解決、地域社会の日常的秩序形成・維持構造において果たした役割、非局所的法と日常の行動規範との関連性、その当該期における変容を明らかにするために、訴訟の提起から判決執行に至る裁判過程のみならず、その前後の地域社会の状況、さらには、裁判過程における裁判外の利害関係者・周辺地域社会の動向をも含めた、いわば紛争解決過程の全体像を把握し、紛争が発生し、それが訴訟として提起される要因、判決執行に対する反応、それらと裁判における訴訟のあり方との関連を検討することが必要であると考え、本研究課題を計画するに至った。

## 2. 研究の目的

14世紀日本における社会秩序構造の変化に関する理論的見通しを受けて、その変化を示す非局所的法の代表例と目される徳政令関係法令、13世紀後半の「永仁徳政令」、14世紀初頭の「正和神領興行法」およびそれに続く一連の寺社領興行法、14世紀後半の「応安半済令」に関するものから関係史料に恵まれる等の良質な事例を選定し、個別の紛争解決過程に則して、関連史料の網羅的蒐集を踏まえた総合的かつ精緻な検討を行い、その結果に基づいて、個別事例を相互に比較検討し、14世紀の社会秩序構造変化、紛争解決過程変容の内実を実証的に明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 徳政令関係法令に関するものを中心として、13世紀後半から14世紀を対象として、非局所的法に言及した裁判事例を集積する。

(2) 集積した事例から適切なものを選定し、さらに関連史料を蒐集して、個別事例に則した検討を行い、非局所的法に基づく裁判と裁判外の地域社会における日常的秩序の形成・維持との関係等を含めた紛争解決過程の全体像を明らかにする。

(3) 検討した個別事例の相互比較・検討により、地域的差異・時期的変化を視野に入れ、14世紀の社会秩序構造変化、紛争解決過程変容の内実を実証的に明らかにする。

(4) 以上の過程において収集した史料のうち、重要でありながら未だ学界に紹介されていないものについて、随時翻刻・紹介する。

## 4. 研究成果

### (1) 関連する裁判事例の集積

#### 「応安半済令」関係事例の集積

14世紀後半の「応安半済令」に関する事例を網羅的に収集し、新たに石清水八幡宮領備前国片岡荘、東寺領播磨国矢野荘重藤十六名・公文職の2例を加えることができた。一方、従来採り上げられてきた高山寺領備後国地毘荘本郷領家職については、文中の「御事書」が「応安半済令」

を指すとは言い切れないこと等から、事例には加えないこととした。その結果、関連する事例の多くが「法の専門家」たる沙汰雑掌によって担われていることが確認できた。

#### 「御厨興行令」関係事例の集積

13世紀末～14世紀初頭の「御厨興行令」について、伊勢神宮膝下の伊勢に次いで神宮領が多い尾張・三河の事例を集積し、在地勢力の動向と併せて、その概略をまとめて公表した。

#### (2) 個別事例に則した検討

紛争解決過程の全体像と言えるものの提示は今後の課題とせざるを得ないが、次に例示するような個別事例に則した興味深い論点を多く見出すことはできた。今後、事例研究として公表したい。

#### 東寺領遠江国村櫛荘本家役(米)

東寺沙汰雑掌は、当初、関東下知状・院宣・守護書下等の証拠書類を添え、裁判にいたる経過を示して訴えていたが、いったん退けられた後は、近年半済が行われたことのみを論点とし、かつ証拠書類としても「応安半済令」の法文のみ、しかも問題となり得る部分を省略した法文を添えるのみとしている。個々の事情に基づいた説得よりも、非局所的法によって裁定を求めることが有効であると判断したためであろう。

#### 守護奉行人

壬生家領土佐国吉原庄領家職・東寺領伊予国弓削島領家職・祇園社領讃岐国西大野郷領家職の「応安半済令」に関する裁判は、いずれも矢野十郎入道是林が奉行をしている。土佐・伊予・讃岐の守護はすべて細川頼之であり、是林はその奉行人である。頼之守護国については、それぞれの国においてではなく、京都において在京奉行人によって一括して取り扱われていたと考えられる。これは法・裁判の地域社会からの乖離の一つとしてよかろう。

#### (3) 個別事例の相互比較・検討

#### 「応安半済令」関係事例の相互比較

比較・検討の過程で、類似の事案でありながら「応安半済令」の適用が求められなかった事例との比較も重要であると考え、改めて事例を収集し、比較・検討を行った。その一つである厳島社領安芸国造果保は、足利尊氏から厳島社に寄進された後、義詮によって小早川氏平に「勲功之賞」として預け置かれている。東寺領備後国因島等と類似の事案であり、適用が求められ得るはずであるが、その形跡は見られない。因島では専ら沙汰雑掌の裁判によっているのに対して、造果保では、雑掌の裁判とともに、神主厳島親直による現地での実力行使が行われている。親直は自らが遵行の使節に任ぜられているように、地域社会にあって、一定の実力を有したとみられる。また、安芸と備後との守護勢力の状況の違いも関連すると思われる。非局所的法のあり方には担い手や地域差等種々の要素を考慮する必要があるだろう。

#### 沙汰雑掌

「応安半済令」の多くを担う沙汰雑掌の位置付けを明確にするために、13世紀後半の沙汰雑掌の活動が知られる紀伊国阿豆川荘の事例を検討した。その結果、沙汰雑掌の推薦、任命等の過程とともに、沙汰雑掌が代理となって裁判を進めるのを相手方当事者が拒絶していることも明らかになった。13世紀後半から14世紀の間に非局所的法の担い手と目される沙汰雑掌の位置付けが大きく変化したと言えるだろう。

#### (4) 未紹介史料の翻刻・紹介

関係史料収集の過程で見出した、重要でありながら学界未紹介の史料を翻刻・紹介した。特に、丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」は、「式目」の写本として貴重であるのみならず、最古の追加集と推定されるとともに、未紹介の追加法を複数含み、追加集編集・成立の解明にも資し得る貴重な史料である。さらに、収録されている「国々守護事」は鎌倉幕府守護の一覧で、今後の守護研究の基礎となるものである。他の史料についても、今後随時翻刻・紹介したい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 渡邊正男	4. 巻 45
2. 論文標題 中世法と中世国家 『中世法制史料集』をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 年報中世史研究	6. 最初と最後の頁 51-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊正男	4. 巻 第128編第9号
2. 論文標題 史料紹介 丹波篠山市教育委員会所蔵「貞永式目追加」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 42～60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊正男	4. 巻 なし
2. 論文標題 関東御教書と得宗書状	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』（法蔵館）	6. 最初と最後の頁 383-403
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊正男	4. 巻 81
2. 論文標題 「洞院家廿巻部類」原写本紙背文書について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 古文書研究	6. 最初と最後の頁 56-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 渡邊正男
2. 発表標題 中世法と中世国家
3. 学会等名 中世史研究会総会・大会シンポジウム「佐藤進一の軌跡 いま、「中世国家」を問う 」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 渡邊正男
2. 発表標題 「原式目論」について
3. 学会等名 中世史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 愛知県史編さん委員会編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 愛知県発行	5. 総ページ数 787
3. 書名 愛知県史 通史編 2 中世 1	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------